

学校保健法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○学校保健法施行規則（昭和三十三年六月十三日 文部省令第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（伝染病の種類）</p> <p>第十九条 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第二十条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）</p> <p>二 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核</p> <p>三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病</p> <p>2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の伝染病とみなす。</p> <p>（出席停止の期間の基準）</p> <p>第二十条 令第五条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の伝染病の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種の伝染病にかかった者については、治癒するまで。</p> <p>二 第二種の伝染病（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれ</p>	<p>（伝染病の種類）</p> <p>第十九条 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）</p> <p>二 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核</p> <p>三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病</p> <p>2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する指定感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の伝染病とみなす。</p> <p>（出席停止の期間の基準）</p> <p>第二十条 令第五条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の伝染病の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種の伝染病にかかった者については、治癒するまで。</p> <p>二 第二種の伝染病（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれ</p>

ないと認めるときは、この限りでない。

イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、解熱した後二日を経過するまで。

ロ ト （略）

三 六 （略）

ないと認めるときは、この限りでない。

イ インフルエンザにあつては、解熱した後二日を経過するまで。

ロ ト （略）

三 六 （略）